

伊丹市すずはら地区交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市すずはら地区交流センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市御願塚6丁目3番50号

名 称 伊丹市すずはら地区交流センター管理運営委員会

代表者 会長 市川 伊久雄

2 指定期間

令和5年7月1日から令和8年3月31日まで

令和5年2月20日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

伊丹市すずはら地区交流センターの効率的かつ効果的な管理運営を通して、地域コミュニティ活動の推進に資することを目的として、地元住民により設立された団体